

07—01 P U D T

審判廷

1. 審判廷は、審判官が審判手続（特許（商標登録）異議の申立て、判定に関する手続を含む。）のうち口頭審理及び証拠調べを行う場所をいう。
2. 審判廷は、原則特許庁内で開くものとするが、審判長は、必要と認めるときは、他の適当な場所を審判廷に定めることができる。
3. 審判廷では、期日における口頭審理及び証拠調べを行う。
4. 審判廷は、定数の審判官及び審判書記官が列席して開かれる。
審判廷における審判官などの定位置は、原則として別記審判廷構成図のとおりである。
5. 審判長は、開廷中審判の審理を指揮し、審判廷の秩序の維持に努める（特 § 138②、実 § 41、意 § 52、商 § 56）。
審判廷における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、審判長の許可を得なければすることができない（特施規 § 54、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥）。
審判長は、携帯電話の電源を切ることを要請したり、大きな声で話をすることや大きな音を立てないように注意するなど、審判の審理進行や審判廷の秩序を維持するために必要な措置をとることができる。なお、審判廷内での水分の補給は認められている。
6. 審判長は、口頭審理を公開しないで行う（特 § 145⑤ただし書、実 § 41、意 § 52、商 § 56①）ときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡

さなければならない。

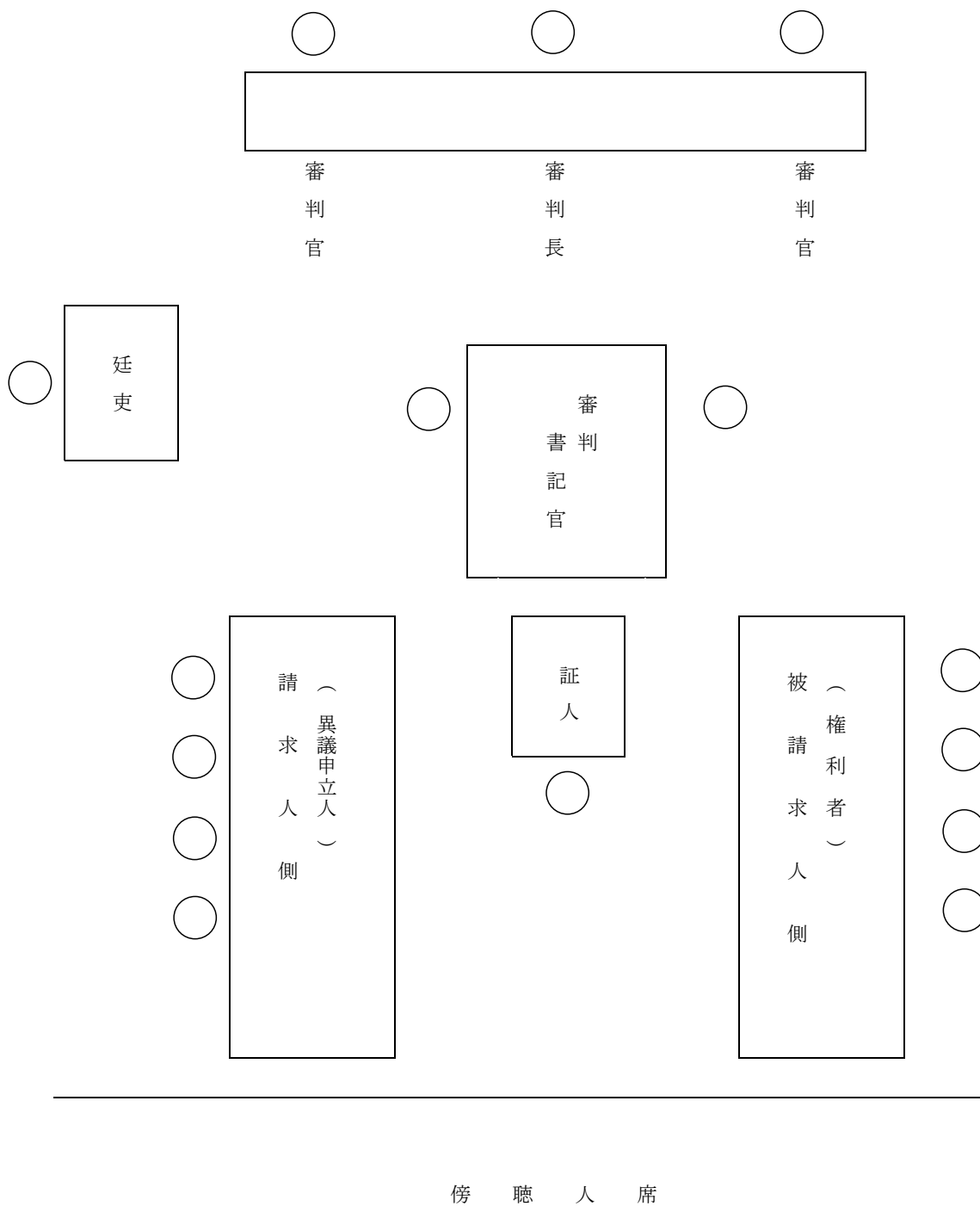
7. 審判廷：特許庁本庁舎

第1 審判廷：経済産業省別館

第2 審判廷：経済産業省別館

なお、特許庁本庁舎の審判廷は、IT 機器を備えた IT 審判廷となっており、動画等による技術説明、書画カメラを用いた現物・対象物の検証が可能である。

審判廷構成図（例）



注) () 内は特許（商標登録）異議申立事件の場合（証拠調べを行う場合）。
廷吏の職務を審判書記官が代わって行うこともある。

(改訂 H30.9)

07—02 P U D T**審判廷における廷吏の職務**

審判（特許（商標登録）異議の申立て、判定を含む）事件について、口頭審理又は証拠調べ（注）を行うため、審判廷を開廷するときは、廷吏は審判長の指揮に従い、以下の職務を行う。

1. 審判書記官から口頭審理及び証拠調べの立ち会いの連絡を受けたときは、審判廷内廷吏席につく。
2. 当事者などが入廷し始めたときは、それぞれ定位置に着席させたのち、審判書記官に出頭状況を連絡する。
3. 審判官が入廷したときは「起立を願います。」と呼んで全員の起立を求める。
4. 全員起立ののち、審判長の礼に倣い全員が礼をするが、このとき「礼」という号令はかけないで、動作によって行う。
5. 事件の呼上げをする（→33—05）。
6. 証人尋問の初めに証人が宣誓書を読みあげるときは「起立を願います。」と呼んで全員の起立を求める。
7. 証人が2名以上のときは、証人全員が宣誓書の署名を終わったのち、審判長の指示に従って、のちに尋問する証人を控室に案内して待機させ、審判長の指示に従って順次証人を審判廷に呼び戻す。

8. 証拠物件その他当事者、証人と審判官との間に往復する物件があるときは、審判長の指示に従ってすみやかにその持ち運びを行う。
9. 証人尋問を行ったとき、審判長が証人尋問を終了する旨を告げても、引き続き口頭審理に移行するときは、全員の起立を求めてはならない。
10. 尋問が終った証人を、旅費日当の支払を受けるため、当庁担当部署へ案内して必要な措置をする（→35—01の5.(3)）。
11. 開廷中は制服、制帽を着用し、礼節を保持し、審判廷の秩序を乱すような言動のある者、不行儀な傍聴人などがあるときは、その者に対して「審判長から注意を受けるといけませんから、自重して下さい。」と小声で注意し、特に審判長から指示を受けたときは、その指示に従って言動を取り締り、退廷させるなどの処置をとる。
12. 閉廷にあたって、審判長が口頭審理又は証拠調べを終了する旨を告げたときは「起立を願います。」と呼んで全員の起立を求める。全員起立ののち「礼」の号令をかけないことは開廷の際と同様である。
13. 全員退廷のあと、遺失物の有無の点検、備品の整頓などを行う。

なお、以上の職務を審判書記官が廷吏に代わって行うこともある。

(注) 特許異議の申立ては証拠調べのみを行う。

(改訂 H27. 10)